

三ノ三 第六條關係

勞務調整令

(昭和十六年十二月八日
勅令第千六百三十三號)

改正 昭和十七年十一月一日勅令第七百八十一號(イ)

第一章 總 則

第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 從業者ノ解雇及退職ノ制限

第二條 厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所(以下指定工場ト稱ス)ニ於テ使用セラ
ルル從業者又ハ厚生大臣ノ指定スル範圍ノ從業者ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民
職業指導所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ從業者ニ付テハ雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係ノ終了ス
ル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職
業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受クベキ範圍ノ從

業者ヲ使用スル事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)ニ採用セラレタル場合
- 三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタル場合
- 四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

前條第一項及第二項ノ規定ハ國及道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セズ

第三章 從業者ノ雇入、就職及使用ノ制限

第四條 技術、技能又ハ學識經驗ヲ有スル者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ(以下技能者ト稱ス)ノ雇入及就職ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合又ハ國民職業指導所ノ紹介アル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 一年齡十四年未滿若ハ年齡六十年以上ノ男子又ハ年齡十四年未滿若ハ年齡四十年以上ノ女

子タル技能者ノ雇入及就職ノ場合

二 入營(應召ノ場合ヲ含ム以下同ジ)ヲ命ゼラレ若ハ徵用セラレタルニ因リ解雇セラレタル者又ハ入營若ハ徵用ノ期間中雇傭期間ノ滿了シタル者ガ其ノ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)若ハ徵用解除ノ日ヨリ三月以内ニ再ビ原職ニ復歸スル場合

三 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル技能者ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六條 本令施行後國民學校初等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ又ハ國民學校高等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザルモノ(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 年齡十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齡十四年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能者及國民學校修了者ヲラザルモノ(以下一般青壯年ト稱ス)ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入及就職スル場合
- 二 指定工場ノ事業主、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者又ハ厚生大臣ノ指定スル者命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入ルベキ一般青壯年ノ員數其ノ他雇入ニ關スル事項ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合
- 三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ一般青壯年ノ雇入及就職ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

第八條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 第五條第二號ノ場合
- 二 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合
- 三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第九條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 前條ノ規定ハ國及道府縣ニ於ケル勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十一條 國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

年齡十四年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ第七條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齡十四年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス
事業主其ノ雇傭スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合

ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第七條ノ規定ニ依ル認可又ハ第六條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入及就職スルモノト看做ス

第四章 雜 則

第十二條 國民職業指導所長本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請ニ付不正若ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十三條 第四條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反スル雇入又ハ就職アリタル場合ニ於テハ國民職業指導所長ハ雇入ヲ爲シタル者ニ對シ雇入レタル者ノ解雇ヲ、就職シタル者ニ對シ退職ヲ命ズルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消アリタル場合亦同ジ

第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職

ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得(イ)

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ

國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テ爲ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ從業者ヲ使用スル官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム)又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 厚生大臣第二條第一項ノ規定ニ依リ工場、事業場其ノ他ノ場所又ハ從業者ノ範圍ヲ指定セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

(註) 第十九條及第二十條ハ外地關係ニ付略ス

附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ内地、樺太及南洋群島ニ於テ第七條第二號ノ規定ノ、朝鮮及臺灣ニ於テ第十九條第二項第二號及第三號ノ規定ノ實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令及青少年雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用及本令施行前ニ從業者移動防止令第五條ノ規定ニ違反スル雇入ヲ爲シタル者ニ對スル同令第八條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

國民勞務手帳法施行令中左ノ通改正ス

第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

- 一 勞務調整令第二條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケ退職スルトキ又ハ同令第四條若ハ第七條第三號ノ規定ニ依ル認可若ハ同令第六條但書ノ規定ニ基ク命令ニ依ル認可ヲ受ケ就職スルトキ

附 則 (昭和十七年厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勞務調整令施行規則

(昭和十六年十二月二十九日 厚生省令第六十四號)

改正 昭和十七年四月二十日厚生省令第二十三號(イ) 昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號(ろ)

第一條 勞務調整令(以下令ト稱ス)第二條第一項又ハ第二項但書ノ認可ノ申請ハ様式第一號ニ依リ令第二條第一項ノ指定工場又ハ指定ヲ受ケタル從業者ノ使用セラルル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

國又ハ道府縣ニ使用セラルル從業者前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官衙又ハ道府縣ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二條 令第三條第一項第四號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 一 日日雇入レテ從業者ヲ使用スル場合
- 二 三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レテ從業者ヲ使用スル場合
- 三 法令ニ依リ從業者ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場合
- 四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ヲ廢止スル場合ニ於ケル從業者ノ解雇又ハ退職ノ場合

日日雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモ

ノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レザル場合ト雖モ雇入レザル日ガ從業者ノ雇入レラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入レタルモノト看做ス

三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇備シタル場合ハ第一項第二號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇備關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入レタル場合ハ之ヲ引續キ雇備シタルモノト看做ス

第三條 令第四條ノ認可ノ申請ハ様式第二號ニ依リ令第四條ノ技能者(以下技能者ト稱ス)及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條 國民職業指導所長ハ前條ノ申請アリタル場合ニ於テ當該技能者ノ國民勞務手帳ガ國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ保管セラルル場合ナルトキハ

關係國民職業指導所長ト協議スルニ非ザレバ其ノ申請ニ對シ認可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

國民職業指導所長ハ前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ關係國民職業指導所ガ同一道府縣内ニ在ルトキハ當該地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)、同一道府縣外ニ在ルトキハ厚生大臣ノ指揮ヲ受ケ處分スベシ(ろ)

第五條 令第五條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍屬ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合
- 二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障碍ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

三 國民職業指導所長ニ於テ日日又ハ三ヶ月以内ノ期間ヲ定メテ雇備セラレ臨時ノ作業ニ従事スルノ常況ニ在ルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ從前雇備シ居リタル技能者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル技能者ノ就職ノ場合

五 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

六 航空機搭乗員又ハ航空法第十六條ノ規定ニ依ル考查ニ合格シタル者ノ航空士、航究機操縦士又ハ航空機機關士トシテノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第三號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第六條 令第六條但書後段ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 令第六條ノ國民學校修了者(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ日日雇入及就職ノ場合

二 國民學校修了者ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合

三 別ニ指定スル事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル國民學校修了者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル國民學校修了者ノ就職ノ場合

五 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了者ノ雇入ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合(イ)

前項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日方其ノ者ノ使用セララル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依リ一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ(イ)

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第七條 令第七條第二號ノ認可ノ申請ハ様式第六號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ令第七條ノ一般青壯年(以下一般青壯年ト稱ス)ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日
- 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日
- 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日
- 四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十一月一日

第八條 令第七條第三號ノ認可ノ申請ハ様式第七號ニ依リ一般青壯年及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第九條 令第八條第三號ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ別ニ指定スル事業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合トス

第十條 令第八條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

- 一 軍人又ハ之ニ準ズベキモノ(軍屬ヲ含ム)トシテ戦闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル一般青壯年ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合
- 二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障碍ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合
- 三 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル一般青壯年ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合
- 四 一般青壯年ノ日日雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ常時從事スルモノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)
- 五 一般青壯年ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ常時從

事スルモノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除ク

六 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第四號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ノ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラレル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第五號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第十一條

勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ當時國民學校修了者及一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケ之ヲ使用セントスル者ハ其ノ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ之ヲ爲スベシ

- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ三月一日
- 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ六月一日
- 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ九月一日
- 四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

第十二條

技能者ハ勞務供給契約ニ基キ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第九號ニ依リ技能者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十三條

令第十一條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サルル場

合ノ雇入及就職ノ認可ノ申請ハ國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ニ於テ雇入レタル者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了若ハ中途退學スル日迄ニ年齢十四年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齢十四年ニ達スル日迄又ハ從業者ガ後ノ使用ノ場所ニ移動スル日前十日目迄ニ之ヲ爲スベシ

第十三條ノ二 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サルル場合ニ於ケル令第四條、令第七條第三號又ハ第六條第一項第五號ノ認可ノ申請ハ第三條、第八條及第六條第六項ノ規定ニ拘ラズ様式第九號ノ二ニ依リ從業者ニ付使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ但シ使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ(イ)

第十四條 技能者 國民學校修了者及一般青壯年ヲ通算シ常時五人以上雇傭スル者ハ工場、事業場其ノ他從業者ヲ雇傭スル場所毎ニ様式第十號ニ依ル從業者名簿ヲ備付ケ其ノ雇入、使用及解雇退職ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラるル從業者ニ付テハ職工名簿又ハ鑛夫名簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ名簿ハ從業者ノ死亡、解雇又ハ退職後二年間之ヲ保存スベシ

第十五條 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ又ハ令第四條、令第七條第二號若ハ第六條第一項第五號ノ認可ヲ受ケ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ雇入レタル者ハ從業者ノ異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ左ニ掲グルル期日迄ニ從業者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ報告スベシ

- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日
- 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ十一月一日
- 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ翌年ノ二月一日
- 四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

第十六條 令第十五條ノ規定ニ依ル報告ハ事業主、從業者其ノ他ノ關係人ヨリ之ヲ徴ス

第十七條 令第十六條第二項ノ證票ハ様式第十二號ニ依ルモノトス

第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄區域内ニ在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ付様式第十三號ニ依リ之ヲ求ムルモトス但シ技能者及一般青壯年ノ雇入ニ付國民職業指導所ニ求人申込ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ通報ノ期日ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日
- 二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日
- 三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日
- 四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ前年ノ十一月一日

附 則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、第十一條第一項

ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令施行規則及青少年雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

第七條第四號ノ申請期日ハ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關スルモノニ限り同條同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十日トス

昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關シ令第七條第二號ノ認可ノ申請ヲ前項ノ期日迄ニ爲シタル者ガ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ指令ヲ受クル日迄ニ於テ爲ス一般青壯年(別ニ指定スル學校ヲ昭和十六年十二月ヨリ昭和十七年三月迄ノ間ニ於テ卒業シ又ハ卒業スベキ者ヲ除ク)ノ雇入ノ場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合ハ第十條第一項ノ規定ニ拘ラズ令第八條第五號ノ場合ニ該當スルモノトス

附 則 (昭和十七年厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

退職
雇
傭
關係
不
存
續
認
可
申
請
書

申請ノ理由	從業者		業場		所在地	
	氏名印及生年月日	業務ノ種類	現住所	事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代名者)氏名印	名稱	所在地
退職認可又ハ雇傭關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定先(又ハ居住豫定地)						

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(82mm×377mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ從業者ノ使用セラルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業所長宛提出スルコト
- 三、標題ノ「解雇、退職、雇傭關係不存續」ノ文字ハ該當セザルモノヲ抹消スルコト
- 四、從業者ノ「業務ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械技術者、採炭夫、仕上工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「申請ノ理由」欄ニハ解雇、退職等ヲ爲サントスル理由ヲ詳細ニ記載スルコト、尙其ノ理由ヲ證スベキ書類アルトキハ之ヲ添付スルコト
- 六、「退職認可又ハ雇傭關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定先、(又ハ居住豫定地)」欄ニハ事業主ノ爲ス解雇認可申請及雇傭關係不存續認可申請ナル場合ニ於テハ之ガ記載ヲ要セザルコト
- 七、氏名ノ下ノ印ハ申請者ノミ押捺スベキコト

- 二、本申請者ハ技能者及其ノ技能者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、技能者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「當該期ニ於ケル技能者ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル職種別ノ當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト
- 六、「技能種別」欄ニハ職業能力申告手帳又ハ國民勞務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、又ハ檢定、試験免許ノ種別ヲ記載シ其ノ何レヲモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試験及免許ノ種別ニ依リ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ從業場所、現ニ從事シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「從事セシメントスル業務ノ種別」欄ニハ認可後從事セシメントスル職業名ヲ例ヘバ機械技術者、採炭夫、火藥工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 九、「雇入ノ理由」及「就職事情欄」ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載シ置クコト

様式第三號

身體障碍認定申請書

備考	身體障碍ノ體狀況	身體障碍ノ種類	身體障碍ノ狀況	職歴	現職	前職	氏名、男女別及年月日	現住所	本籍

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛
(記載心得)

- 一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 二、身體ノ障碍狀況ハナルベク詳細ニ之ヲ記載スルコト

日備技能者認定申請書

本籍	
現住所	
氏名、男女別及生年月日	
技能種別	
最近三月間ニ於ケル就職狀況	主ナル就業ノ場所 就業日數 就業經路
備考	

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛
(記載心得)

一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
 二、技能種別ニハ職業能力申告手續又ハ國民勞務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名又ハ檢定、試驗免許ノ種別ヲ記載シ、其ノ何レヲモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試驗及免許ノ種別ニ依リ記載スルコト
 三、最近三月間ニ於ケル就職狀況ニハ就業日數ニハ最近三月間ニ於テ上記場所ニ實際就業シタル日數ヲ通算シテ記載シ、就業經路ニハ就業スル場合ニ直接雇傭主ノ求メニ應ジテ就業シ居ルヤ又ハ勞務供給業者ノ手ヲ經テ就業シ居ルヤ等ノ別ヲ記載スルコト

國民學校修了者雇入認可申請書

國民學校修了者ヲ使用セン トスル工場、事業場其ノ他 ノ場所ノ所在地、名稱及事 業主(法人ニ在リテハ其ノ 名稱及代表者)氏名印		求人申込數	女	男	求人割當數	女	男	同上充足數	女	男
前年度國民學校修了者ノ求入ノ理	由	出身國民學校名及其 ノ所在地	現在又ハ從前ノ從 業場所ノ所在地名 稱及業務ノ種類	就職事情	備考					
雇入レントスル國民學校修了者ノ住所、男女別氏名生年月日	途退學年月	國民學校修了又ハ中途退學年月	稱及業務ノ種類	就職事情	備考					
女	年 月 日	年 月 日								
男	年 月 日	年 月 日								
女	年 月 日	年 月 日								
男	年 月 日	年 月 日								
女	年 月 日	年 月 日								
男	年 月 日	年 月 日								
女	年 月 日	年 月 日								
男	年 月 日	年 月 日								

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛

(注意)

申請ノ際ハ必ズ國民學校修了者ノ出身學校ノ「職業指導證明書」ヲ添付スルコト尙國民勞務手帳ヲ所持スル者ハ同時ニ之ヲ提示スルコト、國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生シタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(82mm×297mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入レントスル地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主たる事務所ノ所在地ヲ「工場、事業場其ノ他ノ場所」所在地云々欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ石炭採掘業、鑄物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「前年度國民學校修了者」求人及充足狀況欄ニハ前年度國民學校ヲ修了又ハ中途退學シタル者ニ付國民職業指導所又ハ厚生省ニ求人申込ヲ爲シタルモノノ當該事項ヲ申請ノ時現在ニ依リ記載スルコト
- 六、「出身國民學校名及其ノ所在地云々」欄ノ所在地ハ道府縣、郡、市(區)設置アルモノハ區)迄ヲ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地、名稱及業務ノ種類」欄ニハ現ニ從業セル者ニ付テハ現在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ付テハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「雇入ノ理由」及「就職事情欄」ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

様式第六號

(一) 昭和 年 月 日

申請(申込)者

氏

名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者) 氏 印

國民職業指導所長 宛

受付年月日		受付番號		求人種別			産業分類																																		
年月日				1	2	3																																			
<table border="1"> <tr> <td>本</td> <td>期</td> <td>別</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				本	期	別	計	男				女				計				<table border="1"> <tr> <td>本</td> <td>期</td> <td>別</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		本	期	別	計	男				女				計				工場、事業場 其ノ他ノ場所 ノノ名 稱		雇 入 レ ン ト ス ル 場 所	
				本	期	別	計																																		
男																																									
女																																									
計																																									
本	期	別	計																																						
男																																									
女																																									
計																																									
國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシ 勞務調査令 適用外ノ管		可受ケテ 雇入レントス 一般青壯年		一 般 青 壯 年 兼 故 雇 入 認 可 申 請 書 求 入 (技 能 者 フ 除 ク) 申 込 書		軍 需 民 及 生 業 其 他		利 用 状 況 % % %																																	

四、「利用状況」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト

(1) 利用率ハ雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年間(雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニアリテハ新設ノ時ヨリ雇入認可申請又ハ求人申込ノ時ニ至ル期間)ニ於ケル生産金額(雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年間ノ生産金額ノ不明ナルトキハ最近ノ營業年度一ケ年間ニ於ケル生産金額)ニ依ル百分比ヲ記載スルコト

尚利用状況ニ關シテハ必要ニ依リ關係官廳又ハ團體等ノ之ニ關スル説明ヲ求ムルコトアルヲ以テ正確ナル根據ニ依リ記載スルコト

(3)(2) 「軍需及官需」ニハ軍及其他ノ官廳ニ直接納入シタルモノヲ記載スルコト

「生擴」ニハ主管省ヨリ生産擴充品目ノ生産數量割當ニ基キタルモノヲ記載スルコト

但シ軍及其他ノ官廳ニ直接納入シタルモノノハ之ヲ除外スルコト

(4) 「其ノ他」ニハ軍需、官廳及生擴以外ノモノヲ記載スルコト

(5) 生産ヲ爲サザル事業ニアリテハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

五、「本期雇入計畫數」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト

(1) 「一般青壯年及國民學校修了者」欄ノ「一般青壯年」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル一般青壯年ニ該當スルモノナルコト「國民學校修了者」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル國民學校修了ノ年ノ七月以降ニ於テ紹介ヲ受ケテ雇入レントスルモノヲ記載スルコト

(2) 「増員」ハ新規需要數ヲ、「補充」ハ解雇減耗ニ依ル減少ノ補充ノ爲ノ需要數ヲ記載スルコト

六、「申請(求人申込)ノ理由」欄ニハ採用希望地域ニ於ケル特殊緣故關係、其ノ他雇入認可申請又ハ求人申込ニ關シテ参考トナルベキ事項ヲ詳細ニ記載スルコト

七、「宿舍及食事」欄ニハ宿舍ノ狀況(既設、設立豫定ノモノトニ區別シ、收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月等)及食費、食費額等ヲ記載スルコト

八、「其ノ他參考事項」ニハ福利施設其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

九、國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レントスル場合ノ雇入認可申請ニハ本様式(二)ノ記載ハ之ヲ要セザルコト

一〇、本申請書ノ記載ニ關シ軍機上記載困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該係官ノ證明書ヲ添付シ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第七號

特定ノ一般青壯年雇入認可申請書

從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印		事業ノ種類		當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足狀況		雇入ノ理由		現在又ハ從前ノ業務ノ種類		現在又ハ從前ノ場所所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	
				求人				從事セシメントスル業務ノ種類		場所ノ所在地及名稱		從事セシメントスル業務ノ種類		就職事情		就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別氏名印及生年月日		備考	

勞務供給ニ依ル從業者使用認可申請書

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印		事業ノ種類		供給ヲ受ケテ使用セントスル員數		勞務供給業者ノ住所氏名		期間中ニ於ケル延人員		同上ニ於ケル延人員									
計		計		計		計		計		計		計		計		計		計	
男		男		男		男		男		男		男		男		男		男	
女		女		女		女		女		女		女		女		女		女	
計		計		計		計		計		計		計		計		計		計	
他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其	

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛
(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ鐵道建設工事、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
- 二、「前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延人員數」欄ニハ申請書提出ノ日ノ前月中ニ於テ使用セル員數ノ延數ヲ記載スルコト
- 三、「其ノ他」欄ニハ勞務供給ニ依リ從業者ヲ使用スベキ必要事由其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

勞務供給ニ依ル技能者使用認可申請書

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印		事業ノ種類		供給ヲ受ケテ使用セントスル員數		勞務供給業者ノ住所氏名		技能者ノ種別		期間中ニ於ケル延員數		同上ニ於ケル延員數		同上ニ於ケル延員數		同上ニ於ケル延員數		同上ニ於ケル延員數	
計		計		計		計		計		計		計		計		計		計	
男		男		男		男		男		男		男		男		男		男	
女		女		女		女		女		女		女		女		女		女	
計		計		計		計		計		計		計		計		計		計	
他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其	

昭和 年 月 日
國民職業指導所長宛
(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ船舶製造業、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
- 二、「技能者ノ種別」欄ニハ鋸打工、熔接工ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 三、「申請理由」欄ニハ勞務ノ供給ニ依リ技能者ヲ使用スベキ必要事由ヲ具體的ニ記載スルコト
- 四、「其ノ他」欄ニハ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

從業者雇入、就職(所屬移動)認可申請書

從業者ニ付使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印		從業者ノ現在狀況		從業者ノ移動後ニ於ケル狀況		所屬ノ移動ノ理由		從業者ノ氏名	
壯年ノ區別	從業者ノ技能者、國民學校修了者、學修了者、一般青年ノ區別	現在使用ノ場所及所在地名稱ノ種類	從事ノ業務ノ種類	移動後ノ使用ノ場所及所在地名稱ノ種類	從事ノ業務ノ種類	移動ノ理由	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名	從業者ノ氏名

昭和 年 月 日

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(89mm×125mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ事業主ガ其ノ雇傭スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行ハントスル場合ニ限ルモノナルコト
- 三、本申請書ハ當該ノ技能者、國民學校修了者及一般青年タル從業者ニ付使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 四、一「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ金屬鑄造業、鐵道業、銀行業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、一「從事スル業務」欄ニハ例ヘバ鑛山技術者、機械技術員、化學技術員、會計係事務員、預金係事務員等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 六、一「所屬移動ノ理由」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

様式第十號

從業者名簿

業務ノ種類	從業者性別 氏名生年月日	本籍	雇入年月日	雇入ノ手續	解雇又ハ退職年月日	備考
	女男 年 月 日生		昭和 年 月 日	年 月 日 何々職紹介 何々認可	昭和 年 月 日	
	女男 年 月 日生		昭和 年 月 日	年 月 日 何々職紹介 何々認可	昭和 年 月 日	
	女男 年 月 日生		昭和 年 月 日	年 月 日 何々職紹介 何々認可	昭和 年 月 日	
	女男 年 月 日生		昭和 年 月 日	年 月 日 何々職紹介 何々認可	昭和 年 月 日	
	女男 年 月 日生		昭和 年 月 日	年 月 日 何々職紹介 何々認可	昭和 年 月 日	
	女男 年 月 日生		昭和 年 月 日	年 月 日 何々職紹介 何々認可	昭和 年 月 日	

(記載心得)

- 一、「業務ノ種類」欄ハ當該從業者ノ從事スル事務ヲ具體的ニ記載スルコト
- 二、「雇入ノ手續」欄ニハ其ノ雇入ガ國民職業指導所ノ紹介又ハ雇入認可(技能者、國民學校修了者又ハ一般青年ノ區別)ノ別及紹介又ハ雇入認可アリタル年月日ヲ記載スルコト
- 三、令第二條第一項ノ指定工場ノ從業者又ハ同條ノ厚生大臣ノ指定スル從業者ナル場合ノ解雇、退職ニ付テハ其ノ理由及願末ノ要旨ヲ備考欄ニ記載スルコト

從業者異動狀況報告

昭和 年 月 日

報告者 氏

名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 附

種別	前 期 始 現 在 人 員	前 期 中 期 入 員						
		技 能 者		國 民 職 業 指 導 所		一 般 青 壯 年		計
		認 可 ニ 依 ル モ ノ	特 定 者 雇 入 認 可 依 ル モ ノ	適 用 外 ノ モ ノ				
男 女 ノ 別								
男								
女								
計								

種別	前 期 末 現 在 人 員	前 期 中 期 解 雇 人 員			
		技 能 者		一 般 青 壯 年	
		認 可 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ	適 用 外 ノ モ ノ	計
男 女 ノ 別					
男					
女					
計					

(注 意)

◎本報告ハ次ノ期ニ於ケル一般青壯年ノ緣故雇入認可申請ヲ爲ス者及技能者又ハ一般青壯年ノ求人申込ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ申請書又ハ求人申込書ト共ニ之ヲ提出スルコト
(記載心得)

- 一、本報告ハ規則第十五條ノ期日迄ニ從業者ヲ使用スル場所ノ所轄國民職業指導所長宛之ヲ爲スコト
- 二、本報告ニハ日々雇入レタル者ヲ含マシメザルコト
- 三、「適用外ノモノ」欄ニハ勞務調整令ノ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ノ何レニモ該當セザル從業者ノ雇入(國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノヲ含ム)及解雇ニ付記載スルコト

様式第十二號

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判(74mm×105mm)トシ中央點線ノ所ヨリニツ折トス
(裏面)

第 號 昭和 年 月 日 交付

第 號 昭和 年 月 日 交付

厚生 道
又ハ國民職業指導所 府 生
官廳 氏 名
縣 省 印

勞務調整令ニ關スル臨檢票

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ
命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヨシテ必要ナ
ル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査
セシムルコトヲ得
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ
百圓以下ノ罰金ニ處スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五
勞務調整令第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所
長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇人、使用、解雇、就職
及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏
ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況
又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於
テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムルベシ

様式第十三號

(從業者使用ノ場所ノ所在地及名稱)

昭和 年 度 從業者雇入使用及解雇通報

本期中供給勞務者使用 豫定人員	本期雇入定員							
	計	採用豫定道府縣別		勞務者種別		計		
		男	女	技能者	一般青壯年			
(男)			男	女	計	男	女	計
(女)			男	女	計	男	女	計
(計)			男	女	計	男	女	計

備考	從業者數及移動狀況			從業者移動狀況					
	前期始現在從業者數	男	女	計	種別		男	女	計
					前々期始現在人員	前々期中解雇人員			
				合計	前々期中解雇人員				

(記載心得)

- 一、本通報ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラザル方法ノミニ依リ雇入又ハ使用スル場合ニ限リ其ノ雇入レ又ハ使用セントスル技能者及一般青壯年ニ付規則第十八條ニ定ムル期日迄ニ從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ガ之ヲ求ムルモノトス
- 二、「本期中供給勞務者使用人員」欄ノ使用豫定人員ハ延人員ニ依ルコト

勞務調整令第四條ノ技能者ノ指定

(昭和十三年十二月二十三日
厚生省告示第五百七十二號)

勞務調整令(以下本令ト稱ス)施行地内ニ居住スル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

- 一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上左ニ掲グル職業ニ從事スル者
 - 一 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ採鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
鑛山技術者
 - 二 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
冶金技術者
 - 三 電動機、發電機、變壓機等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣技術者
 - 四 有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣通信技術者
 - 五 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、

計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

機械技術者

六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)

航空機技術者

七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

造船技術者

八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

化學技術者

九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

窯業技術者

一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

木工技術者

一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

土木技術者

一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

建築技術者

一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

氣象技術者

一四 航空士、航空機操縦士、航空機操縦士ヲ業トスルモノ

航空機搭乗員

一五 金属材料ノ物理的試験作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

金屬試驗工

一六 物理的又ハ化學的ノ實験作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

實驗工

一七 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

機械検査工

一八 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

レンズ検査工

一九 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

試運轉工

二〇 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

分析工

二一 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ採礦ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

採炭夫

- 一一二 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亜炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ従事スルモノヲ除ク）
坑内運炭夫
- 一一三 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
炭坑支柱夫
- 一一四 炭坑又ハ亜炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
機械選炭夫
- 一一五 鑛物ノ探掘又ハ探鑛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ（手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム）
採鑛夫
- 一一六 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
鑛山支柱夫
- 一一七 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ（坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ従事スルモノヲ除ク）
坑内運鑛夫
- 一一八 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ（大割夫ヲ含ム）
機械選鑛夫
- 一一九 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
石油鑛夫
- 一二〇 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業（熱風爐操作ヲ含ム）ニ従事スルヲ業トスルモノ
製銑工
- 一二一 鋼ノ製鍊作業（造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム）ニ従事スルヲ業トスルモノ
製鋼工
- 一二二 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業（造塊作業ヲ含ム）ニ従事スルヲ業トスルモノ
非鐵金屬製鍊工

- 一二三 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
金屬熔融工
- 一二四 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
操爐工
- 一二五 金屬ノ消、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲メ機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
壓延伸張工
- 一二六 鐵鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業（ダイカスト鑄造作業ヲ含ム）ニ従事スルヲ業トスルモノ
鑄物工
- 一二七 鍛冶又ハ鍛造ノ作業（プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及双物製造鍛冶ヲ除ク）ニ従事スルヲ業トスルモノ
鍛工
- 一二八 金屬ノ焼入、焼鈍、焼戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
熱處理工
- 一二九 現圖展開作業又ハ型板取（現圖木型作）作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
現圖工
- 一三〇 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業（機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム）ニ従事スルヲ業トスルモノ
撓鐵工
- 一三一 鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鉄作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
鋸打工
- 一三二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
填隙工

- 四三 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四四 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四五 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(船臺大工ヲ含ム)
- 四七 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(鋼打物職ヲ含ミブリキ職ヲ除ク)
- 四八 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四九 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五〇 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(鉛工ヲ含ム)
- 五一 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 五二 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五三 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、堅旋盤

熔接工

製罐工

剪斷工

鐵木工

板金工

金屬プレス工

銅管工

配管工

鐵工

野書工

専門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

旋盤工

- 五四 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五五 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五六 研磨盤、ラツパ盤、射出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五七 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五八 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五九 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六〇 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六一 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六二 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 六三 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジク、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネヂ、切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鋸、鋸又ハ刃物ノ仕上、

特殊機械工

- 調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
工具仕上工
- 六四 主トシテ鑢、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
仕上工
- 六五 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電機組立工
- 六六 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電氣通信機組立工
- 六七 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
精密組立工
- 六八 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
機械組立工
- 六九 航空機ノ仕上、組立、鑢裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
航空機組立工
- 七〇 自動車ノ仕上、組立、鑢裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
自動車工
- 七一 艦船ノ鑢裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
鑢裝工

- 七二 電線又ハ電纜ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電線被裝工
- 七三 金屬ノ燃線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
燃線工
- 七四 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
巻線工
- 七五 電氣裝置及器具ノ絶緣被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
絶緣工
- 七六 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
目盛工
- 七七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
製材工
- 七八 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
合板工
- 七九 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
木型工
- 八〇 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)
木工
- 八一 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
造船工
- 八二 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
硫酸工
- 八三 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
鹽酸工
- 八四 硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
硝酸工

八五 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ、其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ

ソーダ工

八六 水素、酸素、炭酸ガス、亜硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ

壓縮ガス工

八七 合成法ニ依ルアンモニアノ製造化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ

アンモニア合成工

八八 カイバイト製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ

カイバイト電爐工

八九 アルミナ及アルミニウムノ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ

アルミニウム製造工

九〇 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫乾溜作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ

石炭乾溜工
ガス發生爐工

九一 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

九二 タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

タール分溜工

九三 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ

染料工

九四 人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ

人造石油工

九五 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

石油工

九六 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

油脂工

九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

ゴム工

九八 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ

セルロイド工

九九 製紙用又ハ人絹用ノバルブ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

バルブ工

一〇〇 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク)

人絹工

一〇一 顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

顔料塗料工

一〇二 火薬類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(マツチ製造作業ニ從事スルモノヲ除ク)

火薬工

- 一〇三 彈ノ火薬又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
火工
- 一〇四 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電極工
- 一〇五 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
電池工
- 一〇六 セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ燒成作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
窯業燒成工
- 一〇七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
ルツボ工
- 一〇八 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熟處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
特殊ガラス工
- 一〇九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
光學ガラス工
- 一一〇 蒸氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
蒸氣機關車運轉手
- 一一一 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
内燃機關車運轉手
- 一一二 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
電車運轉手
- 一一三 自動車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
自動車運轉手

- 一一四 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
航空機整備員
- 一一五 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
有線電信通信士
- 一一六 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
無線電信通信士
- 一一七 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク)
漁船運轉手
- 一一八 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
製圖手
- 一一九 作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
企劃手
- 一二〇 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
通信電路工
- 一二一 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
通信電機工
- 一二二 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電力電路工
- 一二三 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電力電機工

- 一三四 汽罐ノ補焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
汽 罐 工 士
- 一三五 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
機 械 運 轉 工
- 一三六 起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
起 重 機 運 轉 工
- 一三七 熔鑪爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部
築 爐 工
- 分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一三八 保溫材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
保 溫 工
- 一三九 メツキ、ボンデライト、パーカライチング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ
メ ツ キ 工
- 従事スルヲ業トスルモノ
- 一三〇 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
塗 裝 工
- 一三一 帆、索具、防枝物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業（錨及鎖ノ取附作業ヲ含
網 具 工
- ム）ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一三二 裝蹄ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
裝 蹄 工
- 一三三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
氣 象 手
- 一三四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
潜 水 夫
- 二一 引續キ三月以上一年未滿前號ノ職業ニ従事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其

ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ六月ヲ經過セザル者

- 三 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ
經過セザル男子

- 四 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ従事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業
ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル女子

- 五 左ニ掲グル學校ニ於テ左ニ掲グル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

一 大 學

イ 大學ノ工學部及理工學部

ロ 旅順工科大學

二 專 門 學 校

イ 工業及鑛業ニ關スル專門學校

ロ 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校

ハ 南滿洲工業專門學校

ニ 農林業ニ關スル專門學校

三 實業學校

イ 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

1 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

2 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ

3 前二號ト同等以上ノモノ

4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

ロ 大連工業學校

ハ 撫順工業學校

四 各種學校

工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

學科

一 大 學

イ 機械工學科(北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)

ロ 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)

ハ 航空學科

ニ 造兵學科

ホ 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)

ヘ 應用化學科(工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)

ト 採鑛冶金學科(鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)

チ 火藥學科

リ 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)

ヌ 土木工學科

ル 建築學科

ヲ 窯業科

イ及ホ乃至トノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

二 専門學校（専門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム）

イ 造船工學科（精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム）

ロ 造船工學科

ハ 航空工學科

ニ 電氣工學科（電氣科ヲ含ム）

ホ 應用化學科（電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム）

ヘ 探鑛冶金學科（探鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及探炭工學科ヲ含ム）

ト 燃料學科

チ 窯業科

リ 土木工業科

ヌ 建築學科

ル 農藝化學科

三 工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學

科ヲ置クモノ並専門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム）

イ 機械科（機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、探鑛機械科、電氣機械科）

ロ 造船科

ハ 航空科（機體製作科及航空機關科ヲ含ム）

ニ 電氣科

ホ 應用化學科（工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム）

ヘ 探鑛冶金科（探鑛科及冶金科、鑛工冶金科、鍛工冶金科、其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム）

ト 土木建築科（土木科、建築科ヲ含ム）

チ 窯業科（陶器科、製陶科ヲ含ム）

リ 塗工科（家具塗工科ヲ含ム）

六 左ニ掲グル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

一 國立又ハ公立ノ機械工業養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

- 三 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)
- 七 左ニ掲グル檢定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ左ニ掲グル免許ヲ受ケタル者
 - 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
 - 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル者
 - 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
 - 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル銓衡
 - 五 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル銓衡
 - 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル銓衡
 - 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
 - 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
 - 九 裝飾師試驗規則ニ依ル裝飾師試驗
 - 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉者ノ免許
 - 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
 - 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
 - 一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

勞務調整令第七條第二號ノ事業ノ指定

(昭和十六年十二月二十六日 厚生省告示第五百七十三號)

改正 昭和十七年七月二十八日厚生省告示第四百七十號(イ)

- 一 鑛業及砂鑛業(湯ノ花採取業ヲ除ク)
- 二 土石採取業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 アルミニウム原鑛採取業
 - 二 石灰石、工業用特殊陶磁器原石、耐火材料珪石、珪藻土、ドロマイドヲ含ム)及石綿採取業
 - 三 螢石及雲母採取業
 - 四 土砂採取業
- 三 金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 金屬精鍊業及材料品製造業
 - 二 鑄物業
 - 三 鍍金業(亜鉛メッキ及錫メッキ業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 四 其ノ他ノ金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 鑄鎖製造業
 - ロ バネ製造業

ハ 鋼索製造業

ニ 金網製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ホ ボルト、ナット、座金及鉸製造業

ヘ 釘類製造業

ト 針金類製造業

チ 金屬板製品(ドラム罐五ガロン用ブリキ罐及軍需用ノモノニ限ル)製造業

リ 建築用家具用金物製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ヌ 金屬製建具、家具類製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ル 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業

ヲ 蹄鐵及釘製造業

ワ 火造(鍛冶)業

カ 金屬切斷業(軍需用ノモノニ限ル)

コ 熔接業

ク 其ノ他ノ金屬製品製造加工業(軍需用ノモノニ限ル)

四 機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ

一 原動機械製造業(陸用圓罐及軍需、生擴用以外ノ重油機械製造業ヲ除ク)

二 電氣機械器具類(扇風器又ハ軍需用ノモノニ限ル)製造業

三 無線及有線通信機械器具製造業(鐵道信號安全裝置及部分品製造業ヲ含ム)

四 電線及電纜製造業

五 電池製造業(乾電池製造業ハ軍需及生擴附帶用ノモノニ限ル)

六 工作機械器具製造業

七 採鑛、選鑛及精鍊用機械器具製造業

八 化學工業用機械器具製造業(製紙機械器具製造業ヲ除ク)

九 瓦斯發生裝置製造業及鑄造機械製造業

一〇 ミシン製造業(軍需用ノモノニ限ル)

一一 鐵道車輛製造業(內燃動車製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)

一二 自動車製造業

一三 自轉車及其ノ他ノ車輛製造業

一四 船舶製造業

一五 航空機、航空機部分品及附屬品製造業

一六 運搬機械製造業

一七 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業

- 一八 特殊澆水機製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一九 農業用機械器具製造業
- 二〇 土木建築用機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 二一 計測器類製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 度量衡器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ハ 體溫計製造業
 - ニ 電氣計器製造業
 - ホ 計壓器類製造業
 - ヘ 其ノ他ノ計器製造業
 - ト 時計(電氣時計ヲ除ク)製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - チ 測量用機械器具製造業(製圖用機械器具製造業ヲ含ム)
 - リ 試験及檢査用機械器具製造業
- 二二 學術及醫療機械器具製造業
- 二三 光學機械器具製造業(寫眞機類製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)

- 二四 照用機械器具製造業(電球製造業以外ハ軍需用及鑛山用ノモノニ限ル)
- 二五 銃砲、彈丸、兵器類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 二六 其ノ他ノ機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 事務用機械製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 瓦斯器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ハ 辨及コック製造業
 - ニ 軸受(寶石類ヲ以テ製造シタルモノヲ含ム)製造業
 - ホ ベルト車、車輪及車軸製造業
 - ヘ イ乃至ホ以外ノ部分品及附屬品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ト 其ノ他ノ機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - チ 齒車製造業
- 二七 機械器具裝置業
- 五 化學工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 製藥業
 - 二 工業藥品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ

- イ ソーダ製造業
- ロ 硫酸製造業
- ハ 磷製造業
- ニ 壓縮瓦斯製造業
- （酸素、水素、鹽素、アセチレン、アンモニア、窒素臭素以外ハ軍需用ノモノニ限ル）
- ホ カーバイト製造業
- ヘ 鹽酸製造業
- ト 晒粉製造業
- チ 重クロム酸ソーダ、重クロム酸カリ及過マンガン酸カリ製造業（軍需用ノモノニ限ル）
- リ 鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリ及苛性カリ製造業
- ヌ 芒硝、硫化ソーダ二硫化炭素製造業（輸出用ノモノヲ除ク）
- ル 石炭酸、サルチル酸、醋酸製造業
- ヲ アルコール（含水）、ブチルアルコール製造業
- ワ アセトン、ホルマリン、エーテル及グリセリン製造業
- カ グリコール製造業（軍需用ノモノニ限ル）

- ヨ ヨード、ヨードカリ及鹽化カリ製造業
- タ 硝石（合成硝石ヲ含ム）、人造氷晶石及硝安製造業
- レ シアンサトリウム及シアンカリ製造業
- 二 ノ 合成ベンゾール、合成トルオール、合成ゴム、合成硝酸、メタノール及其ノ他ノ合成化學工業藥品製造業

三 製 鹽 業

- 四 染料及中間物製造業（天然染料及硫化染料製造業ハ軍需用ノモノニ限ル）
- 五 塗料製造業（船底塗料製造業以外ハ軍需用及生糞用ノモノニ限ル）
- 六 顔料（カーボンブラック、アセチレンブラック、硫酸ベリウム、リトボン、チタン白、軍需用鉛白、軍需用群青、軍需用紺青及ベンガラニ限ル）製造業
- 七 發火物製造業（煙火製造業ヲ除ク）
- 八 礦物油製造業
- 九 植物油類製造業（輸出用ノモノヲ除キ薄荷腦、薄荷油、テレピン油、ミカン油製造業ハ軍需用ノモノニ限ル）
- 一〇 動物油脂製造業（輸出用ノモノヲ除ク）

- 一一 蠟及加工油製造業(木燭製造業及蠟燭製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 一二 ゴム製品類製造業(再生ゴム製造加工業ヲ含ム)
- 一三 パルプ製造業
- 一四 製紙業
- 一五 セロファン紙製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一六 セルロイド製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ セルロイド素地製造業
 - ロ ベンヂルセルローズ製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ハ デアセチルセルローズ製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一七 化學纖維製造業
- 一八 肥料製造業
- 一九 皮革製造業(鯨革及鯨革製造業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 二〇 石鹼(化粧品ヲ除ク)製造業
- 二一 左ニ掲グル諸化學工業
 - イ 人造レチン素地及製品製造業(有機ガラス製造業ヲ含ム)

- ロ バルカナイズドファイバー製造業
- ハ リハリウム製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ニ 防水布撥革布類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ホ 建築用防水紙及防水布製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ヘ フィルム、乾板類製造業
- ト タンニン製造業
- チ 糊料製造業(膠及ゼラチン製造業ニ限ル)
- リ 殺蟲劑及防腐劑製造業
- ヌ 研磨材料及研磨用品製造業
- ル 炭素製品製造業
- ワ コークス製造業
- ヰ 化學兵器製造業
- カ 高級燃料類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- キ 豆炭及煉炭製造業
- ク アミノ酸製造業
- レ 其ノ他ノ化學製品製造業(活性炭、木炭及活性白土以外ハ軍需用ノモノニ限ル)

- 六 瓦斯業及電氣業
- 七 水道業
- 八 窯業及土石加工業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 電氣用、醫療用、耐酸用及耐熱用陶磁器製造業
 - 二 陶管製造業
 - 三 光學ガラス、安全ガラス、石英ガラス及電氣用、醫療用、耐酸用若ハ耐熱用ガラス並ニ板ガラス製品製造業
 - 四 セメント製造業
 - 五 煉瓦及耐火物製造業
 - 六 屋根瓦製造業
 - 七 石灰製造業
 - 八 珪瑛鐵器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - 九 其ノ他ノ窯業製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - 一〇 セメント製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 九 石綿製品製造業(軍需用及生贖附帶用ノモノニ限ル)
- 九 紡績工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 製絲業(生絲製造業ニ限ル)
- 二 紡績業(綿絲紡績業、絹絲紡績業、麻絲紡績業、毛絲紡績業及ステールファイバー絲紡績業ニ限ル但輸出用ノモノヲ除ク)
- 三 綿及絹然絲業
- 四 織物業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 純綿織物製造業
 - ロ 混紡綿織物製造業
 - ハ 絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - ニ 人造絹絲トノ交織絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
 - ホ 麻織物製造業
 - ヘ 純毛織物製造業
 - ト 混紡毛織物製造業
 - チ 人造絹織物製造業
 - リ 交織人造絹織物製造業
 - ヌ ステールファイバー織物製造業

- 五 | メリヤス素地編立業
- 六 | メリヤス製品製造業
- 七 | 絲組物製造業
- 八 | 綿製造業(眞綿製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 九 | 染色及整理業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ | 機械捺染業
 - ロ | 無地染業
 - ハ | 布染晒整理業
- 一〇 | フェルト製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一一 | 繭短纖維製造業
- 一二 | 裁縫業
- 一〇 | 製材及合板業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 一一 | コルク製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一二 | 鑄物用木型製造業
- 一三 | 食料品工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 | 精穀業
- 二 | 製粉及澱粉製造業
- 三 | 製糖業
- 四 | 醸造業(醬油、味噌、食酢、和酒及麥酒製造業ニ限ル)
- 五 | パン(菓子パンヲ除ク)製造業
- 六 | 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 七 | 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 八 | 畜産食料品製造業(煉乳、粉乳、バター其ノ他乳製品及人造バター製造業ニ限ル)
- 九 | 水産食料品製造業(乾海苔、佃煮海苔、昆布及昆布製品、細寒天竝ニ角寒天製造業ヲ除ク)
- 一〇 | 煙草造業業
- 一一 | 製氷及冷凍食料品製造業
- 一二 | 製麵業
- 一三 | 肉エキス製造業
- 一四 | 乾燥野菜類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一四 | 左ニ掲グル諸工業

- 一 印刷業(紙幣、銀行券、郵券、官報類、國債券、勸業債券類、軍用地圖及國定教科書ノ印刷業ニ限ル)
- 二 疊製造業
- 三 綿、麻、毛及絹製網、繩及網製造業(軍需用漁業用及船舶用ノモノニ限ル)
- 四 皮革製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ 革靴製造業(軍需用ノモノニ限ル)
 - ロ 馬具製造業
 - ハ ベルト及パツキング製造業(軍需用及生擴用ノモノニ限ル)
- 五 家畜用配合飼料製造業
- 六 醫療材料品製造業
- 七 義肢製造業
- 八 紙製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - イ クラフト紙袋製造業(セメント、製粉、石灰、肥料、工業藥品、木炭、砂糖、精米麥及豆炭用ノモノニ限ル)
 - ロ 紡績用紙管製造業
- 丁五 物品販賣業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 米穀販賣業
- 二 蔬菜類販賣業
- 三 鮮魚類販賣業
- 四 牛乳販賣業
- 五 薪、炭販賣業
- 六 石炭、コークス類販賣業
- 七 新聞發行販賣業
- 一六 牛馬商
- 一七 勞務供給業(軍需、生産力擴充、土木建築及運輸通信關係ノモノニ限ル)
- 一八 銀行業、信託業
- 一九 無盡業、保險業
- 二〇 倉庫業
- 二一 冷蔵倉庫業
- 二二 運輸業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 鐵道(鋼索鐵道ハ平坦線ニ限ル)及軌道業

- 二 乗合自動車運輸業
- 三 貨物自動車運送業
- 四 小運送業(小運送業法ニ依リ小運送業ニ限ル)
- 五 港灣運送業
- 六 船舶運送業
- 七 航空輸送業
- 一三三 通信事業(郵便物遞送請負業ヲ含ム)
- 一三四 土木建築業
- 一三五 教育(學校、圖書館及博物館ニ限ル)事業
- 一三六 醫療衛生事業ニシテ左ニ掲グルモノ
 - 一 醫 業
 - 二 浴 場 業
 - 三 清 掃 業
- 一三七 海難船舶救助事業
- 一三八 學術研究事業

- 二九 取引所營業、有價證券引受業(有價證券引受業法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノニ限ル)
- 三〇 船舶解撤業
- 三一 大東亞共榮圏域内南方地區ニ於ケル物資ノ生産、蒐荷及配給ニ關スル事業(軍ノ指揮又ハ委託ヲ受ケテ行フモノニ限ル)

勞務調整令第七條第二號ノ者ノ指定

(昭和十六年十二月二十六日 厚生省告示第五百七十四號)

改正 昭和十七年七月二十八日厚生省告示第四百七十一號

- 一 市町村及之ニ準ズルモノ
- 二 神社
- 三 水利組合及北海道土功組合
- 四 特別ノ法律又ハ勅令ニ依リ設置セラレタル團體
- 五 法令ニ依リ物資ノ生産、配給及金融ノ統制ニ關スル業務ヲ行フ者

勞務調整令施行規則第六條第一項第三號ノ事業及

同令第九條ノ事業指定

(昭和十六年十二月二十六日 厚生省告示第五百七十五號)

- 一 庭園樹、花卉及山葵ノ栽植又ハ栽培
- 二 西洋梨、メロン、ブラッド・オレンジ、又ハジョウパー・オレンジノ栽培
- 三 豌豆、大豆、蠶、茗荷等ノガラス室、障子室、其ノ他ノ保温設備ヲ以テ收穫期迄行フ連成栽培
- 四 加熱設備ヲ以テスル温室内ノ果樹及蔬菜ノ栽培
- 五 眞珠貝、珊瑚又ハ觀賞用魚類ノ採捕又ハ養殖

勞務調整令施行規則第十條第六號ノ一般青壯年ノ
雇入及就職ノ場合ノ指定

(昭和十六年十二月二十六日
厚生省告示第五百七十六號)

- 一 月給百五十圓又ハ年俸千八百圓ヲ超ユル事務職員トシテノ雇入及就職ノ場合
- 二 大學、專門學校(之ニ準ズルモノヲ含ム)、實業專門學校、高等學校高等科(之ニ準ズルモノヲ含ム)、又ハ大學豫科ヲ卒業又ハ修了シタル一般青壯年ノ勞務調整令第七條第二號ニ掲グル者ニ於ケル雇入及就職ノ場合
- 三 農、林、水産物若ハ畜産物ノ生産指導ヲ目的トスル團體又ハ養蠶業指導ヲ目的トスル團體ニ於ケル農業技術者、林業技術者、水産技術者、畜産技術者又ハ蠶業技術者トシテノ雇入及就職ノ場合
- 四 食料品技術者、醸造技術者、紡績技術者、染色技術者若ハ農林水産學研究員、鑛工學研究員、醫學研究員、其ノ他ノ理科學研究員又ハ齒科技工トシテノ雇入及就職ノ場合
- 五 國民學校、青年學校又ハ文部大臣ノ認可若ハ認定ヲ受ケタル學校ノ教職員トシテノ雇入及就職ノ場合
- 六 計理士、醫師、齒科醫師、獸醫師、獸醫手、藥劑師、保健婦、看護婦、產婆、按摩、鍼灸師、柔道整復術業者又ハ理髮師トシテノ雇入及就職ノ場合(免許、登録若ハ許可ヲ受ケザル者又ハ試験ニ合格セザル

者ヲ除ク)

- 七 辯護士又ハ辨理士トシテノ雇入及就職ノ場合
- 八 一般青壯年タル女子ノ家事使用人ヲ一世帯ニ付一人ヲ限り使用スル爲ノ雇入及就職ノ場合

勞務調整令施行規則附則第四項ノ學校指定

(昭和十六年十二月二十六日)
(厚生省告示第五百七十七號)

- 一 中學校
- 二 高等女學校(高等女學校實科及實科高等女學校ヲ含ム)
- 三 實業學校但シ實業專門學校、商船學校及學校卒業者使用制限令第一條ノ指定學校(同條ノ指定學科ニ限ル)ハ之ヲ除ク
- 四 前號ニ掲グルモノヲ除キ大正十三年文部省令第二十二號專門學校入學者檢定規程第十一條第二項ニ依リ指定セラレタル學校

學校卒業者使用制限令

(昭和十三年八月二十四日)
(勅令第五百九十九號)

改正 昭和十六年十一月二十二日勅令第九百九十六號(イ) 昭和十七年十一月一日勅令第七百八十二號(ろ)

- 第一條 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於テ卒業スル者(以下卒業者ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 卒業者ヲ雇傭契約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ學校ノ程度及學科別ニ各年ノ卒業者ノ使用員數ニ付厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第二條ノ二 厚生大臣卒業者ノ使用制限上特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ認可シ定員數ヲ減少シ又ハ同條ノ認可ヲ取消スコトヲ得(イ)
- 第三條 厚生大臣第二條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可シタル員數ヲ減少シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得
- 第四條 厚生大臣必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ

卒業者ヲ使用スル者ニ付卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)必要ト認ムルトキハ卒業者ノ使用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ第二條ノ認可ヲ申請シタル者又ハ卒業者ヲ使用スルノ工場、事業場又ハ事務所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得(乙)

第五條 本令ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ卒業者ヲ吏員トシテ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 本令ハ國又ハ道府縣ニ於ケル卒業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年勅令第七百八十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學校卒業者使用制限令施行規則

(昭和十三年八月二十六日)
厚生省令第二十三號

改正 昭和十四年五月二十四日厚生省令第十二號(イ)、同九月十六日厚生省令第三十號(ウ)、昭和十五年六月十四日厚生省令第二十五(ハ)、昭和十六年四月二日厚生省令第十三號(ヒ)、昭和十六年六月十六日厚生省令第二十三號(ホ)、昭和十七年三月二十五日厚生省令第十二號(ヘ)、昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號(ト)

第一條 學校卒業者使用制限令(以下令ト稱ス)第二條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル期間内ニ様式第一號ニ依リ申請スベシ(一)

第二條 前條ノ申請ニ對スル認可ヲ爲シタル後ニ於テ使用シ得ベキ卒業生アルトキ其ノ他特別ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ令第二條ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得(二)

第三條 令第二條ノ認可ノ申請ハ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ當該工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監、鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス)ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ(イ、ハ、ヘ、ト)
前項ノ場合ニ於テ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所二以上アルトキハ主トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ、勤務スベキ場所一定セザルトキハ使用者ノ主ナル事

務所ニ申請ヲ爲スベシ(二)

第三條ノ二 令第二條ノ認可ヲ受ケタル後ニ於テ特別ノ必要ニ依リ卒業生ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ヲ變更セントスルトキハ其ノ申請ヲ爲スベシ(一)

第四條 令第二條ノ認可ヲ受ケタル者卒業生ヲ使用シ又ハ使用セザルニ至リタルトキハ遲滞ナク様式第二號ニ依リ卒業生ノ勤務スル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ヲ經由シテ厚生大臣ニ報告スベシ

第五條 令第四條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏臨檢スル場合ニハ様式第三號ノ證據ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十四年厚生省令第十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年厚生省令第二十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學徒卒業後使用認可申請書

申請年月日 年 月 日

1. 所在地											2. 申請人			3. 申請人印		
4. 使用場所											5. 申請人			6. 申請人印		
7. 申請科別	學科別	機械	電機	船舶	航空	冶金	電機	化學	染織	農林	土木	建築	12. 申請人	13. 申請人印		
	學校別	大學卒業	專門學校卒業	實業學校卒業	計								14. 申請人	15. 申請人印		
8. 申請員數	大學卒業												16. 申請人			
	專門學校卒業												17. 申請人印			
9. 既認可員數	大學卒業												18. 申請人			
	專門學校卒業												19. 申請人印			
10. 同用申請者	大學卒業												20. 申請人			
	專門學校卒業												21. 申請人印			
11. 申請人	姓名												22. 申請人			
	現職名												23. 申請人印			
12. 使用開始年月日	年												24. 申請人			
	月												25. 申請人印			
13. 品目	申請ノ前年ニ於ケル生産(販賣)額												26. 申請人			
	申請ノ年ニ於ケル生産(販賣)額												27. 申請人印			
14. 主要生産品目及ノ類	申請ノ前年ニ於ケル生産(販賣)額												28. 申請人			
	申請ノ年ニ於ケル生産(販賣)額												29. 申請人印			
15. 計	申請ノ前年ニ於ケル生産(販賣)額												30. 申請人			
	申請ノ年ニ於ケル生産(販賣)額												31. 申請人印			

受付 月 日 第 號

附 則 (昭和十六年厚生省令第十三號)

附 則 (昭和十六年厚生省令第二十三號)

附 則 (昭和十七年厚生省令第十二號)

附 則 (昭和十七年厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

申請書作成上ノ注意

- 1 本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格A4判(210mm X 297mm)トスルコト
- 2 本申請書ハ學校卒業者ヲ使用スベキ工場、事業場、事務所別ニ作製スルコト
前項ノ場合ニ於テ卒業者ノ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所ニ以上アルトキハ主トシテ勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所別ニ作成シ、勤務スベキ場所一定セザルトキ例ヘバ土木又ハ建築ノ事業場ニ勤務スル場合ノ如ク勤務ノ性質上其ノ場所ヲ一定スルコト困難ナルトキハ使用者ノ主タル事務所ニ付作成スルコト尙工場、事業場内ニ設置セラレタル研究施設ト雖モ生産部門ト全ク別個ニ經營セルモノニ付テハ別ニ申請書ヲ作成スルコト
- 3 本申請書ニハ副本二通ヲ作成添附スルコト
- 4 「使用ノ場所」ノ欄(1)中「名稱」ハ何々會社、何々工場、何々會社何々鑛業所等正確ニ記載スルコト
- 5 「申請人」ノ欄(2)中「氏名又ハ名稱及印」ニハ法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名ヲ記載捺印シ「住所又ハ所在地」ニハ其ノ法人ノ所在地ヲ記載スルコト尙工場管理人、鑛業代理人等ニ於テ申請スルトキハ何々會社何々工場工場管理人、何々會社何々鑛業所鑛業代理人ノ如ク工場管理人又ハ鑛業代理人ナルコトヲ明カニシテ其ノ氏名ヲ記載捺印シ「住所又ハ所在地」ニハ其ノ工場、鑛山等ノ所在地ヲ記載スルコト
- 6 「申請年月日」ノ欄(3)ニハ申請書ヲ提出スル年月日、郵送スル場合ハ發信ノ年月日ヲ記載スルコト

	根據法令名	主務官廳名	認可又ハ命令年月日	認可又ハ命令	認可又ハ命令ノ概要
試験研究等ノ命令ニ關スル事項 總法令ニ依ル新設、擴張、生産又ハ 臨時及全額等法ニ依ル認可等					
19. 備 考					

7 「事業ノ種類」ノ欄(4)ニハ使用場所ニ於ケル事業場ノ種類ヲ別表事業分類表ノ小分類ニ依リ記載スルコト

8 「創立」ノ欄(5)ニハ當該工場、事業場、事務所等ノ創立年月日ヲ記載スルコト合併ニ依リ創立セラレタルモノナルトキハ其ノ合併前ノ工場ノ創立年月ト合併年月ヲ記載スルコト

9 學校程度ハ左ノ例ニ依リ區分シ記載スルコト
大學 大學ノ工學部及理工學部、旅順工科大學
專門學校

イ 工業ニ關スル專門學校、東京物理學校、上田蠶絲專門學校、日本大學大阪專門學校、朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校、南滿洲工業專門學校

ロ 專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ及之ト同等ノモノ
實業學校

イ 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學

校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノ

1 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

2 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ

3 前二號ト同等ノモノ

4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニヨリ設ケタル第二部

ロ 大連工業學校及撫順工業學校

ハ 實業學校及專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並ニ之ト同等ノモノ

大學ノ研究科(大學院)ヲ卒業シタルモノ(所定ノ年限在學シテ研究ヲ修了シタル者)ヲ使用セントスルトキハ其ノ使用セントスル者ノ氏名、在學大學名、研究題目、之ヲ使用セントスル業務等ヲ一申請ノ理由一ノ欄ニ記載スルコト

10 學科ハ左ノ例ニ依リ區分スルコト

機械—機械工學科、機械學科、工作機械科、鑛山機械科、機關科、航空學科ノ航空發動機分科、計器科、原動機科、化學機械科、紡績機械科、木型科、鑄工科、鑄工冶金科、鍛工科、鍛工冶金科

金屬工藝科、板金科、仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

造兵、精密(應用物理)―造兵學科、精密機械科、精密工學科、應用物理學科、應用理化學科ノ應用物理分科、理學科ノ應用理學部選擇第一其ノ他之ニ準ズベキ學科

造船―造船學科、船舶工學科(航空分科ハ之ヲ除ク)

航空―航空學科其ノ他之ニ準ズベキ學科(機關科、航空發動機分科ハ之ヲ除キ造船學科ノ航空分科ヲ含ム)

冶金―冶金學科、金屬工學科、金屬學科、金屬工業科、應用金屬學科、採鑛冶金科ノ冶金分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

電氣―電氣工學科、電機科、通信工學科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科

應用化學―應用化學科、電氣化學科、化學工學科、工業化學科、應用理化學科ノ應用化學分科、理學科ノ應用理學部選擇第二其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科

色染―染料學科、染色學科、色染科、色染仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム) 人造纖維―人造纖維科及化學纖維科

窯業―窯業學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

燃料―燃料學科其ノ他之ニ準ズベキ學科

火藥―火藥學科

採鑛―採鑛學科、鑛山工學科、採炭工學科、採鑛冶金科ノ採鑛分科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科

(專修ノモノヲ含ム)

土木―土木工學科、土木科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

建築―建築學科、建築科其ノ他之ニ準ズベキ學科又ハ分科(專修ノモノヲ含ム)

大學卒業者ニ付前記ノ分類ニ依ル學科中特ニ専門ノ事項ヲ修メタル者ヲ希望スル場合ハ其ノ希望スル事項ニ依ル分類ヲ以テ前記ノ分類ニ依ル員數ノ内譯ヲ明ニシタル書類ヲ別紙添付スルコトヲ得ルコト

11 「既認可員數」ノ欄(7)ニハ學校卒業者使用制限令施行以後申請ノ年四月一日迄ニ當該工場、事業場、事務所ニ於ケル使用ヲ認可セラレタル學校卒業者ノ員數ヲ通算シテ記載シ「同上中使用員數」ノ欄(8)ニハ之ガ使用員數ヲ記載スルコト

12 「總使用員數」ノ欄(9)ニハ指定學校卒業者(本令施行以前ノモノヲ含ム)ノ總使用員數ヲ記載シ「同上中入營、應召者ノ員數」ノ欄(10)ニハ指定學校卒業者(本令施行以前ノモノヲ含ム)ニシテ入營、應召中ノモノノ員數ヲ記載スルコト

13 「在勤者中夜間授業ノ指定ノ學校ヲ申請ノ年ニ卒業豫定ノ者ニシテ引續キ勤務ヲ希望シ申請人ニ於テモ引續キ使用セントスルモノ」ノ欄(11)ニハ現ニ當該工場、事業場ニ於テ勤務中ノモノニシテ夜間授業

ノ指定學校ニ於テ指定學科ヲ修メ申請ノ年ニ其ノ學校ヲ卒業スベキモノノ卒業後引續キ勤務ヲ希望シ申請人ニ於テモ引續キ其ノ工場、事業場ニ於テ使用セントスルモノニ付記載スルコト、本員數ハ申請員數(6)中ニ含マルベキモノス

14 「申請ノ年四月一日現在ニ於ケル指定學科卒業者以外ノ從業者ノ員數」ノ欄(12)ニハ指定外ノ學校卒業者並ニ學校卒業者ニ非ザル技能者ノ總數ヲ記載スルコト

15 「申請ノ年四月一日現在ニ於ケル工員又ハ鑛夫ノ員數」ノ欄(13)ニハ技術者及學校卒業者ヲ除ク從業者(但シ工場ハ工員、鑛山ハ鑛夫)數ヲ記載スルコト

16 「擴張等ニ依リ新規ニ要スル工員又ハ鑛夫ノ員數」ノ欄(14)ニハ具體的ニ確定シ居リ申請ノ年ノ翌年三月末迄ニ計畫實施進捗ノ限度ニ於ケル擴張ノ新規所要員數ニシテ雇入確實ナルモノヲ記載スルコト尙交替制採用ニ伴フ要員等ノ數ヲモ含マシメ記載スルコト軍需ノ増加ニ依ルモノニ付テハ陸、海ノ區別ヲ爲シ其ノ旨ヲ、生産力擴充計畫ニ伴フモノニ付テハ其ノ旨ヲ「申請ノ理由」ノ欄ニ於テ明カニスルコト

17 「利用狀況」ノ欄(15)ニハ申請ノ時ノ直前ノ事業年度ニ於ケル生産金額ニ依ル百分比ヲ記載シ其ノ「軍需」ノ欄ニハ軍ニ直接納入シタルモノ其ノ他軍ノ用ニ供セラレタルコト明カナルモノ、「官需」ノ欄ニハ軍ヲ除ク官廳ニ直接納入シタルモノニ付記載スルコト尙左ノ生産品目ニ付テハ「生擴」ノ欄ニ記載スルコト
鐵鋼、石炭、輕金屬、非鐵金屬及金、石油及代用品、ソーダ及工業鹽、硫酸アンモニア、パルプ、工作

機械、重要機械、鐵道車輛、船舶、自動車、セメント、電力

18 「主要販賣品目及其ノ額」ノ欄(16)ノ記載ニ付テハ左ニ依ルコト

イ 販賣ノミヲ爲シ生産ヲ爲ザル事業ニ在リテハ「生産」ノ文字ヲ、生産ノ事業ヲ爲ス事業ニ在リテハ「販賣」ノ文字ヲ削ルコト

ロ 一生産品目ハ昭和十四年十二月二十三日商工省告示第三百七十三號ノ生産品名及主要事業分類ノ生産品名ニ依リ成ルベク具體的ニ記載スルコト

ハ 陸海軍ヨリ直接受註ノモノニシテ生産額ノ記載困難ナルトキハ之ヲ記載セザルヲ得ルコト但シ生産品目ハ(ロ)ニ依リ必ズ之ヲ記載スルコト

ニ 生産數量ノ單位ハ任意トスルモ全記載ヲ通ジ統一スルコト

ホ 生産金額ニ付テハ各品目別ノ生産金額ノ總生産金額ニ對スル百分比ヲ各生産金額ノ右ノ欄ニ記載スルコト

19 「申請ノ理由」ノ欄(17)ニハ現在ニ於ケル技術者ノ不足トナリタル事情及之ニ伴フ支障ノ狀況、今後ニ於ケル生産施設擴充計畫、交替制採用計畫ノ大要、使用セントスル卒業生及従前ヨリ使用スル技術者配置ノ豫定其ノ他參考事項ヲ記載スルコト、研究所、研究施設等ノ申請ナルトキ又ハ其ノ設ケアルモノナルトキ其ノ他特ニ技術者ヲ多ク要スル事情アルトキハ其ノ事情及研究所等ニ付テハ研究事項ノ大要ヲ記載

スルコト

指定ノ學校卒業者ニシテ外地、外國ニ轉出セシメタルモノアルトキハ其ノ事情ヲ具體的ニ記載スルコト
尙臨時資金調整法ニ依ル認許可其ノ他法令ニ依ル新設、擴張、生産又ハ試験研究等ノ命令アリタルモノ
ニ付テハ之ニ關スル事項ヲ當該欄ニ抽出記載スルコト

軍關係ノモノニシテ記載シ難キモノニ付テ其ノ旨記載シテ之ガ記載ヲ省略スルモ差支ナキコト

20 將來會社ノ理事者タラシムル目的ヲ以テ其ノ會社ノ理事者ノ子弟等ヲ使用セントスル場合其ノ他特ニ
斟酌スベキ事情ノ存スル場合ハ其ノ大要ヲ「特ニ斟酌スベキ事情」ノ欄(18)ニ記載スルコト

21 工場、事業場以外ノ場所ニ勤務セシムベキ卒業生ニ付申請スル場合ニ於テ關係工場、事業場アルトキ
ハ各工場、事業場別ニ、又勤務スベキ工場、事業場又ハ事務所二以上アル場合ニ在リテハ其ノ從タル工
場、事業場又ハ事務所別ニ申請書様式中(6)(10)及(11)ヲ除ク各欄ニ其ノ狀況ニ付記載シタル書類ヲ作成添附
スルコト此ノ場合當該關係工場、事業場ニ所屬セシムベキ者ニ付別途申請スルトキハ其ノ旨ヲ備考欄
(19)ニ記載シ右ノ書類ノ添附ヲ要セザルコト

勤務スベキ場所一定セザル場合ノ申請ニ在リテハ一定セザル理由竝ニ勤務ノ態様ヲ同欄ニ記載スルコト
尙添附書類アルトキハ其ノ名稱及枚數ヲ備考欄ニ記載スルコト

22 ※印ノアル欄ニハ申請人ニ於テ記載ヲ爲サザルコト

23 本申請書ハ軍需品ヲ生産スル工場、事業場等ニ付テハ左肩ニ **軍資秘** 其ノ他ニ付テハ **極秘** ノ印
ヲ押捺スルコト

24 本申請書ハ卒業生ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄地方長官(鑛業法又ハ砂鑛
法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長)宛親展披トシテ其ノ封皮ノ表ニハ **學卒申請**
ト朱書ス
ルコト

別表

事業分類表

(大分類)

(中分類)

(小分類)

第一、鑛業

一、探鑛業

一、金屬鑛業

二、石炭鑛業

三、石油鑛業

- 四、其ノ他ノ鑛業
- 二、土石採取業
- 五、アルミニウム原礦採取業
- 六、其ノ他ノ土石採取業
- 第二、工業
- 三、金屬工業
 - 七、鐵精鍊業及材料品製造業
 - 八、銅精鍊業及銅又ハ其ノ合金材料品製造業
 - 九、アルミニウム精鍊業及材料品製造業
マグネシウム
 - 一〇、其ノ他ノ金屬精鍊業及材料品製造業
 - 一一、其ノ他ノ合金材料品製造業
 - 一二、鐵又ハ鋼鑄物業
 - 一三、其ノ他ノ鑄物業
 - 一四、メッキ業
 - 一五、鏈鎖、パネ、鋼索製造業

- 一六、ボルト、ナット、座金及紙、釘製造業
- 一七、建築、橋梁、鐵塔等ノ建築材料製造業
- 一八、火造(鍛冶)業
- 一九、其ノ他ノ金屬品製造加工業
- 四、機械器具工業
 - 二〇、內燃機關製造業
 - 二一、其ノ他ノ原動機、原動機部分品及附屬品製造業
 - 二二、電氣機械器具製造業
 - 二三、無線及有線通信機械器具製造業
 - 二四、電線及電纜製造業
 - 二五、電池製造業
 - 二六、切削研磨用金屬機械製造業
 - 二七、其ノ他ノ金屬工作機械製造業
 - 二八、工具製造業
 - 二九、製材及木工機械金屬工作機械部分品及附屬品製造業

- 三〇、採鑛、選鑛及精練機械器具製造業
- 三一、化學工業用、窯業用及製紙用ノ機械器具製造業
- 三二、紡織蠶絲機械器具製造業
- 三三、其ノ他ノ製造加工用機械器具類製造業
- 三四、鐵道車輛製造業
- 三五、大型自動車製造業
- 三六、其ノ他ノ自動車製造業
- 三七、自動車部分品及附屬品製造業
- 三八、自動車其ノ他ノ車輛製造業
- 三九、船舶製造業
- 四〇、航空機製造業
- 四一、航空機部分品及附屬品製造業
- 四二、運搬用機械製造業
- 四三、ポンプ及水壓機製造業
- 四四、送風機及氣體壓縮機製造業

- 四五、農業及土木建築用機械器具製造業
- 四六、電氣計器製造業
- 四七、其ノ他ノ計器類製造業
- 四八、試驗及検査機械器具製造業
- 四九、學術用及醫療用機械器具製造業
- 五〇、光學機械器具製造業
- 五一、電球其ノ他ノ照明用機械器具製造業
- 五二、樂器類及蓄音器製造業
- 五三、辨及コック製造業
- 五四、軸受製造業
- 五五、齒車、ベルト車、車輪及車軸製造業
- 五六、前掲以外ノ部分品及附屬品製造業
- 五七、其ノ他ノ機械器具製造業
- 五八、銃砲、彈丸、兵器類製造業
- 五九、機械器具裝置業

- 五、化學工業
- 六〇、製藥業
- 六一、ソーダ製造業
- 六二、硫酸製造業
- 六三、壓縮ガス製造業
- 六四、燐及カーバイド製造業
- 六五、其ノ他ノ工業藥品製造業
- 六六、製鹽業
- 六七、染料及中間物製造業
- 六八、漆液及塗料製造業
- 六九、顔料製造業
- 七〇、マツチ其ノ他ノ發火物製造業
- 七一、コールタール及コールタール分留物製造業
- 七二、石油精製業
- 七三、人造石油製造業

- 七四、植物油脂製造業
- 七五、其ノ他ノ動植物油脂製造業
- 七六、木蠟、蠟燭及加工油製造業
- 七七、ゴム製品製造業
- 七八、再製ゴム素地製造業
- 七九、バルブ製造業
- 八〇、製紙業
- 八一、セロファン紙製造業
- 八二、セルロイド(再生ヲ含ム)素地及セルロイド製品製造業
- 八三、人造絹絲製造業
- 八四、ステープルファイバー及其ノ他ノ化學纖維製造業
- 八五、動植物質、礦物質及配合肥料製造業
- 八六、製革及精製毛皮製造業
- 八七、石鹼及化粧品製造業
- 八八、人造レジン素地及製品製造業

- 八九、バルカナイズドファイバー製造業
- 九〇、防水布、擬革布類製造業
- 九一、フィルム、乾板類製造業
- 九二、研磨材料及研磨用品製造業
- 九三、炭素製品製造業
- 九四、コークス製造業
- 九五、其ノ他ノ化學製品製造業
- 六、ガス業、電氣業及水道業
- 九六、ガス業
- 九七、電氣業
- 九八、水道業
- 七、窯業及土石工業
- 九九、陶磁器製造及給付業
- 一〇〇、ガラス及ガラス製品製造業
- 一〇一、セメント製造業
- 一〇二、煉瓦及耐火物製造業

- 一〇三、鉄鋼鑄造業
- 一〇四、其ノ他ノ窯業製品製造業
- 一〇五、セメント製品製造業
- 一〇六、石棉製品製造業
- 一〇七、石工品製造及土石工業
- 八、紡績工業
- 一〇八、製絲業
- 一〇九、綿絲紡績業
- 一一〇、麻絲及毛絲紡績業
- 一一一、其ノ他ノ紡績業
- 一一二、撚絲業
- 一一三、純綿、混紡綿及交織綿織物製造業
- 一一四、純絹、交織絹織物製造業
- 一一五、麻織物製造業
- 一一六、純毛、混紡毛及交織物製造業
- 一一七、其ノ他ノ織物製造業

- 一一八、綢物組物業
- 一一九、綿製造業
- 一二〇、捺染無地染及絞染業
- 一二一、其ノ他ノ染色及整理業
- 一二二、其ノ他ノ紡績工業
- 九、製材及木製品工業
 - 一二三、製材、木材處理及合板製造業
 - 一二四、木製品工業
- 一〇、食料品工業
 - 一二五、精穀、製粉及澱粉製造業
 - 一二六、製糖業
 - 一二七、麥酒製造業
 - 一二八、和酒及其ノ他ノ酒類製造業
 - 一二九、醬油、味噌及食酢製造業
 - 一三〇、清涼飲料製造業

- 一三一、菓子、パン、餡類製造業
- 一三二、罐詰及餡詰製造業
- 一三三、畜産食料品製造業
- 一三四、擔水及冷凍食料品製造業
- 一三五、其ノ他ノ食料品工業
- 一一、印刷及製本業
 - 一三六、印刷業及製本業
- 一二、土木建築業
 - 一三七、土木建築業
 - 一三八、紙製品製造業
 - 一三九、綿、麻、毛及絹製網、網及繩製造業
 - 一四〇、革靴及其ノ他ノ皮革製品製造業
 - 一四一、其ノ他ノ工業

第三、農林業

一四、農林業

- 一四二、耕作農業
- 一四三、園藝農業
- 一四四、雜農業
- 一四五、養蠶業
- 一四六、林業
- 一四七、畜產業
- 一四八、家畜飼料加工業
- 一四九、農林土木事業

第四、水產業

- 一五、水產業
- 一五〇、沿岸漁業
- 一五一、內地沖合遠洋漁業
- 一五二、工船漁業其ノ他ノ海外漁業
- 一五三、養殖業

一五四、鹽田業

- 一五五、其ノ他ノ水產業
- 一五六、水產土木事業

第五、交通業

一六、運輸業

- 一五七、鐵道及軌道
- 一五八、自動車
- 一五九、海運業
- 一六〇、航空業
- 一六一、其ノ他ノ運輸業
- 一七、電信電話事業
- 一六二、電信電話事業
- 一八、其ノ他ノ交通業
- 一六三、道路、橋梁ノ經營
- 一六四、港灣、運河ノ經營

第六、商 業

- 一九、物品販賣業
- 一六五、百貨店業
- 一六六、其ノ他ノ物品販賣業
- 二〇、不動産買賣業
- 一六七、不動産買賣業
- 二一、貿易業
- 一六八、石油輸入業
- 一六九、其ノ他ノ貿易業
- 二二、倉庫業
- 一七〇、農業倉庫
- 一七一、商業倉庫
- 七二、貿易倉庫
- 一七三、其ノ他ノ倉庫業
- 二三、金融業

- 一七四、銀行業
 - 一七五、信託業
 - 一七六、貸金業
 - 一七七、質屋業
 - 一七八、其ノ他ノ金融業
 - 二四、保險業
 - 一七九、保險業
 - 二五、其ノ他ノ商業
 - 一八〇、仲買、委託販賣及仲立業
 - 一八一、取引所
 - 一八二、市場業
 - 一八三、證券業
 - 一八四、小運送業
 - 一八五、其ノ他ノ商業
- 第七、雜 業

二六、雜業

- 一八六、土木建築請負業
- 一八七、土地建物賃貸(貸室ヲ含ム)業
- 一八八、物品賃貸業
- 一八九、新聞紙發行及圖書、雜誌出版業
- 一九〇、旅館業
- 一九一、娛樂及興業ニ關スル事業
- 一九二、映畫製作業
- 一九三、料理業
- 一九四、貸席業
- 一九五、理容業
- 一九六、上水道業
- 一九七、埋立及干拓業
- 一九八、其ノ他ノ雜業

第八、研究施設

二七、研究施設

- 一九九、研究施設(試作施設ヲ含ム)
- 二〇〇、教育事業
- 二〇一、體育事業
- 二〇二、文化事業
- 二〇三、慈善事業
- 二〇四、社會事業
- 二〇五、醫療施設
- 二〇六、博覽會
- 二〇七、觀光施設
- 二〇八、放送事業
- 二〇九、社交的施設
- 二一〇、其ノ他ノ事業及施設

學校卒業者使用制限令施行規則第一條ノ期間指定

(昭和十七年三月二十五日
厚生省告示第百二十號)

使用セントスル卒業者ノ卒業ノ時

昭和十七年九 月
昭和十七年十二月
昭和十八年三 月

申請期間

自昭和十七年四月一 日
至昭和十七年四月三十一日

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校指定

(昭和十三年八月二十六日
厚生省告示第百十九號)

改正 昭和十四年五月二十四日厚生省告示第九十四號(イ)、昭和十五年六月十四日厚生省告示第百七十九號(ろ)、
昭和十五年四月二日厚生省告示第百二十五號(は)、昭和十七年三月二十五日厚生省告示第百二十一號(ニ)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校ヲ左ノ通指定ス

大學

- 一 大學ノ工學部及理工學部
 - 二 旅順工科大学
 - 三 大學ノ工學部及理工學部ノ研究科(大學院)(イ)
 - 四 旅順工科大学ノ研究科(イ)
- 專門學校

- 一 工業ニ關スル專門學校
- 二 朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル專門學校
- 三 南滿洲工業專門學校

- 四 東京物理學校(ろ)
 - 五 上田蠶絲專門學校(に)
 - 六 日本大學大阪專門學校(ほ)
- 實業學校

- 一 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規程ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム) 並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
 - (一) 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ(は)
 - (二) 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ(は)
 - (三) 前二號ト同等以上ノモノ
 - (四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- 二 大連工業學校
 - 三 撫順工業學校

各種學校

- 一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ(夜間授業ノモノヲ除ク)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學科指定

(昭和十三年八月二十六日
厚生省告示第百二十號)

改正 昭和十四年五月二十四日厚生省告示第九十五號(イ)、昭和十五年六月十四日厚生省告示第百八十號(ウ)、
昭和十六年六月十六日厚生省告示第百二十六號(ハ)、昭和十七年三月二十五日厚生省告示第百二十一號(ニ)

學校卒業者使用制限令第一條ノ學科ヲ左ノ通指定ス

大學ノ研究科(大學院)(イ)

- 一 機械工學、造兵工學、造船工學、航空工學、電氣工學、應用化學、鑛山學、冶金學、火藥學又ハ燃料化學ニ關スル事項ヲ研究題目トスルモノ

大學

- 一 機械工學科(機械學科、化學機械學科及北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)(イ)
- 二 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)
- 三 航空學科
- 四 造兵學科
- 五 電氣工學科(電氣學科、通信工學科及北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)(ニ)

六 應用化學科(工業化學科、化學工學科、電氣化學科、染料化學科及窯業學科ヲ含ム)(イ)(ニ)

七 採鑛冶金學科(鑛山及冶金科、採鑛學科、鑛山工學科、冶金學科、金屬工學科、金屬學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)(ニ)

八 火藥學科

九 燃料化學科(燃料工學科及北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)(ニ)

一〇 精密工學科(ハ)

一一 土木工學科(ニ)

一二 建築學科(ニ)

一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

- 一 機械工學科(精密機械科、鑛山機械科及金屬工學科ヲ含ム)(イ)
- 二 造船工學科
- 三 航空工學科
- 四 電氣工學科

- 五 應用化學科(電氣化學科、色素科、窯業科、工業化學科、人造纖維科及化學纖維科ヲ含ム)(い、は、に)
- 六 採鑛冶金科(採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)
- 七 燃料學科

- 八 應用理化學科(應用物理學科及理學科ノ應用理學科選擇第一、同第二ヲ含ム)(ろ、に)
- 九 土木工學科(に)

一〇、建築學科(に)

工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ竝ニ專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ之ト同等ノモノヲ含ム)

- 一 機械科(計器科、原動機科、採鑛機械科、化學機械科、木型科、鑄工科、鍛工科、金屬工藝科、金工科、板金科、仕上科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(い)

二 造船科

- 三 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)

- 四 電氣科(電氣機械科、機械電氣科其ノ他電氣科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(い)

- 五 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

- 六 採鑛冶金科(採鑛科及冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

- 七 色素科(色素化學科、色素仕上科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(ろ)

- 八 窯業科(之ニ準ズベキ學科)ヲ含ム(ろ)

- 九 土木科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(に)

- 一〇 建築科(之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)(に)

船員使用等統制令

(昭和十五年十一月九日
勅令第七百四十九號)

四四六

改正 昭和十六年十二月第五十二號(イ)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六條ノ規定ニ基ク船員ノ使用、雇入及解雇ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 遞信大臣必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ對シ命令ノ定ムル船舶ノ乗組員數ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 遞信大臣必要アリト認ムルトキハ船舶所有者又ハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニ對シ豫備員タル船員ノ保有ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 遞信大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶所有者又ハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニ對シ其ノ雇傭スル船員ヲ期間ヲ限リテ他ノ船舶所有者ヲシテ使用セシムベキコトヲ命ズルコトヲ得前項ノ命令ニ依リ船員ヲ使用セシムル場合ニ於テハ之ニ伴フ費用ノ負擔其ノ他必要ナル事項ニ關シ當事者タル船舶所有者又ハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニ於テ協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ遞信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第一項ノ船員ニ對スル給與ハ當該船員ヲ使用スル船舶所有者從前ノ給與ヲ斟酌シテ之ヲ支給スルモノトス

第五條 何人ト雖モ船舶所有者又ハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニ雇傭セララルル船員ニシテ遞信大臣ノ指定スルモノニ對シ船員以外ノ者トシテ雇傭セララルコトヲ勸誘シ又ハ他人ヲシテ勸誘セシムルコトヲ得ズ

第六條 海務局長必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ違反シ船員ヲ雇傭シタル者ニ對シ其ノ者ノ解雇ヲ命ズルコトヲ得(イ)

第七條 遞信大臣船員ノ移動ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ對シ船員ノ雇入又ハ解雇ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 遞信大臣ノ指定スル船員養成施設ニ於テ本令施行後其ノ課程ヲ修了スル者ヲ雇傭契約ニ基キ使用セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用員數ニ付遞信大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ル認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十條 遞信大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ船員ノ使用、雇入及解雇ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ船舶、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十一條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

四四七

第十二條 本令及本令ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人ニ之ヲ適用ス

第十三條 遞信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ海務局長ニ委任スルコトヲ得(イ)

第十四條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ海務局長トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ各朝鮮總督府遞信局長又ハ臺灣總督府交通局總長トシ道府縣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ各道、州若ハ廳又ハ南洋群島地方費トス(イ)

附 則

本令ハ昭和十五年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年十二月勅令第千五百二十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三ノ四 第二十一條關係